

**平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書**

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第68号	平成28年度宝塚市一般会計補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	5月31日
議案第70号	平成28年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第71号	平成28年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第72号	平成28年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第73号	平成28年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第74号	平成28年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第75号	平成28年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第76号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第77号	宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	

## 審査の状況

① 平成28年5月26日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大河内 茂太 ○浅谷 亜紀 梶川 みさお 北山 照昭  
たけした 正彦 となき 正勝 中野 正 みとみ 稔之  
山本 敬子

② 平成28年5月31日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大河内 茂太 ○浅谷 亜紀 梶川 みさお 北山 照昭  
たけした 正彦 となき 正勝 中野 正 みとみ 稔之  
山本 敬子

③ 平成28年6月21日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎大河内 茂太 ○浅谷 亜紀 梶川 みさお 北山 照昭  
たけした 正彦 となき 正勝 中野 正 みとみ 稔之  
山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第68号 平成28年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

**議案の概要**

補正後の平成28年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

774億10万4千円（7億9,989万6千円の減額）

歳出予算の主なもの

- 減額 ・ 人件費
- ・ 国補正予算により平成27年度3月補正予算に計上していたもののうち、平成28年度当初予算にも計上していた事業費

歳入予算の主なもの

- 減額 ・ 国庫支出金 地方創生推進交付金
- ・ 繰入金 財政調整基金とりくずし

地方債の補正

- 減額 小・中学校施設整備事業債の限度額

**論 点 補正予算の妥当性**

**<質疑の概要>**

問1 今回の減額の理由となっている、平成27年度3月予算に補正計上した学校施設環境改善交付金については、国の示した内容を満額生かされたのか。国の緊急財政出動は頻繁にあるが、いつでも交付申請できるよう準備はできていたのか。

答1 この交付金は、対象となる学校をエントリーし、学校ごとに採択される。採択を受けた後、金額を精査し交付金が決定されるもの。今回事業採択された南ひばりガ丘中学校の空調設備工事費1億2千万円は事前に設計し、いつでも申請する準備ができていた。また、7校9事業を市から県に申請したが、5事業が不採択だった。他市で交付額が大きいところは給食センターの建設など特別事情があったものと聞いている。今後も事前に準備ができるものは、できるだけ対応したい。

問2 国が示した学校施設改善交付金のメニューの範囲としては、グラウンドの劣化改善などは対象にならなかったのか。

答2 文部科学省の予算は全国要望の総額の半分しかなく、学校施設耐震化が完了していないところや学校合併といった特別な事情がある場合などが優先され、グラウンド整備単独では対象とならなかった。市も国に再検討を要望するが、獲得できる補助金を受けながら、グラウンド整備もあわせて検討していきたい。

問3 新名神高速道路は、集中豪雨等の対策で地盤の補強工事もしており、橋桁落下事故もあったことから、開通の見通しが見つからないが、「宝塚花の里・西谷」創造事業で地

方創生加速化交付金を受けることに影響はないか。

答3 今回の地方創生加速化交付金には事業実施につきKPI（重要業績評価指標）という指標があり、それが満たされない場合も交付金の返還の必要はない。ただし、今後指標を満たすよう市単独予算等を含め、地方創生の取り組みを続けるようにという項目がある。サービスエリアの平成28年度中の開設は難しく、実際PR冊子等の設置も難しいが、将来的には事業が実施できるので、準備行為として行っていくことは可能と考えている。

問4 今回の交付金で採択された新名神高速道路利活用等地域活性化推進事業の進捗は。

答4 観光マップ作成等も予定どおり進め、地域の力を借り、花の里・西谷活動事業補助、自転車休憩所整備補助についても取り組んでおり、近いうちに地元で事業実施チームを編成いただくよう調整に入っている。

問5 3月に国の交付金を受けた事業は、翌年の事業を前倒しにしたものと新規事業が半々ほどである。翌年度の予算との二重計上となることが悪いことではないが、新規事業があまり考えられたものとは思えない。もっと情報を事前にとり準備すれば、新規事業に対して交付金を受けることができたのでは。

答5 国からは、政策間連携、官民連携、地域連携などを満たす事業計画を上げるようにとのことだったので、北部のまちづくりと南部の観光資源を生かした地域づくりというテーマに合わせて、当初予算にある事業と、実施計画にあるが予算配分上実現が難しい事業を組み合わせた。国との事前協議を何度も行い、内容を精査した結果、今回満額である8千万円の交付金を獲得できたもので、成功事例であると考えている。

問6 そもそも、国が年度末に大きな補正予算をつけること自体が地方自治体に混乱を生じさせている原因であり、本来は、地方自治体が日常的に検討して実施しようとしている事業に補助金をつけるべきで、そういうことを市としても国に意見すべきである。市としてはどう考えているのか。

答6 政策的に地方創生に国の予算がシフトしており、そうした補助をどう活用するかが全国的に考えられているが、例えばガーデンフィールズや道路事業等の基幹事業の予算が圧縮されて厳しくなっており、少なくとも基幹事業について、これまでの水準どおり獲得できるよう、いろんなところで要望活動をしていきたいと考えている。

問7 人件費の減額について、職員の要望どおりに人員はふえていないのに、さらに時間外勤務手当を削減しているが、これで業務は本当にうまく回るのか。削減目標の計算根拠は。

答7 平均5%の削減を想定しており、1人当たり月30時間の時間外勤務であれば1.5時間の削減となる。健康管理面やワーク・ライフ・バランスの取り組みのためにも時間

<p>外勤務の削減が必要であり、会議時間の見直しなど、そうした観点を意識した仕事のスタイルを職員にも周知したい。また削減一辺倒ではなく、類似団体の状況や業務量も見ながら、職員数の確保にも取り組む。</p>	
<p>問8 増額分の自立支援事業のシステム改修委託料は国庫補助の対象となるのか。</p>	
<p>答8 システム改修にかかる補助については、システム形態や人口規模によって決められ、オープン系のカスタマイズで人口 30 万人以下の場合 330 万円の国庫補助があるが、その分については当初予算に計上している。</p>	
<p>問9 南ひばりガ丘中学校の空調設備更新は全館空調から個別空調への更新するものとのことだが、他にも個別空調へ更新が必要な学校があるのか。</p>	
<p>答9 宝塚中学校では設計が完了し、国の交付金にエントリーし今後更新予定である。全体的に空調機器等は老朽化しており、すでに個別空調で整備しているところも年数が経過し、改修工事が必要なところもある。</p>	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第70号 平成28年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の平成28年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 295億6,793万5千円（873万5千円の増額）	
歳出予算	
増額	国民健康保険システムの改修費
減額	人件費
歳入予算	
増額	一般会計繰入金（システム改修費の増額に伴うもの）
<b>論 点</b>	補正予算の妥当性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	国保広域化システム連携対応委託料を計上しているが、委託料はこれで全額か。
答1	平成30年度からの県広域化に向けて、県の示す標準的な電算処理システムと市のシステムが連携するための改修に必要なもので、これで全額である。
問2	委託料は各市一律で同じ金額か。
答2	各市の現行システムが異なるため、改修費用は各市で異なる。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第71号 平成28年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の平成28年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額 1億2,053万1千円（86万9千円の減額）	
歳出予算	
減額	人件費
歳入予算	
減額	一般会計繰入金（人件費の減額に伴うもの）
<b>論 点</b>	補正予算の妥当性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第72号 平成28年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第1号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の平成28年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額 1億1,299万9千円（70万1千円の減額）	
歳出予算	
減額	人件費
歳入予算	
減額	一般会計繰入金（人件費の減額に伴うもの）
<b>論 点</b>	補正予算の妥当性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）



平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第73号 平成28年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の平成28年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 188億441万5千円（338万5千円の減額）	
歳出予算	
減額	人件費
歳入予算	
減額	一般会計繰入金（人件費の減額に伴うもの）
<b>論 点</b>	補正予算の妥当性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第74号 平成28年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の平成28年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 37億4,640万円（90万円の減額）	
歳出予算	
減額	人件費
歳入予算	
減額	一般会計繰入金（人件費の減額に伴うもの）
<b>論 点</b>	補正予算の妥当性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第75号 平成28年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第1号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の平成28年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額 3億8,201万2千円（増減なし）	
歳出予算	
減額	人件費
増額	予備費（人件費の減額相当額）
<b>論 点</b>	補正予算の妥当性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成28年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第76号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

（議案第76号）

平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から順次施行されることなどに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

（改正の主な内容）

- ・ 法人市民税の法人税割の税率を100分の3.7ポイント引き下げるもの
- ・ 個人の市民税について、特定の医薬品の購入費の一部を総所得金額から控除する医療費控除の特例を設けるとともに、公的年金からの特別徴収について、年税額の変動があった場合の年金支給時の徴収税額を平準化する規定を整備するもの
- ・ 地方自治体の政策等の実情に応じた特例措置を実施できる、いわゆる「わがまち特例制度」として、再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の課税標準の特例率を定めるもの

（議案第77号）

平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から順次施行されることなどに伴い、市税条例における固定資産税の改正内容に準じて、法改正に伴う所要の整備を行うもの。

論 点 宝塚市財政への影響について

<質疑の概要>

問1 大都市に税源が集中するため税収格差の原因となっている、法人市民税の法人税割税率を引き下げ、国税である地方法人税の税率を同率引き上げ、地方交付税の原資とすることにより、地域間の財政力格差の縮小を図るという改正で、本市の場合、法人市民税の税収が減額となり、地方交付税についても若干配分が少なくなるとの予測であるが、地方交付税の額はどれくらい減少する見込みなのか。

答1 県で制度設計の詳細が決定されていれば、地方交付税の見込み額の積算ができるが、現在のところ、その情報が届いていないため、見込み額は出せていない。

問2 法人市民税の減額予定額が、平成29年度は約9,200万円であるが、平成30年度には約2億4,600万円にふえている。2.5倍ほどにふえる理由は。

答2 平成29年度は4月から9月までの間の申告を受け、11月から課税することになるため、減額が5カ月分の納期分となるが、平成30年度は12カ月分であるため減額予定額が増となっている。

問3	平成30年度から平成34年度までの個人の市民税に限り、前年中に支払った特定一般用医薬品等（ロキソニン、ガスター等）購入費が12,000円を超える場合、88,000円を限度に、その超える金額を総所得金額から控除することだが、この控除を受けるためには、市に対して申告等を行う必要があるか。
答3	所得税の申告情報を市も利用するため、改めて市に申告する必要はない。この特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、通常の医療費控除との選択となるため、納税者にとってどちらか有利な方を選んでいただくことになる。
問4	医療費等が10万円以上あり、その中に12,000円を超える特定一般用医薬品等が含まれる場合は、どちらの控除を選択することになるのか。
答4	特定一般用医薬品等購入費の12,000円を超えて限度額の88,000円までの控除額と、医療機関等にかかった金額も含めて10万円を超えた場合の控除額を比較して、有利な方を選択していただくことになる。
自由討議	なし
討論	なし
<b>審査結果</b>	
議案第76号	可決（全員一致）
議案第77号	可決（全員一致）

